食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部を改正する件（案）について
（概要）

令 和 ５ 年 ９ 月 ８ 日
厚生労働省健康・生活衛生局
食 品 監 視 安 全 課

１．改正の趣旨

○　食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 22 条第１項の規定に基づき定められている食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）について、「令和４年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和４年 12 月 20 日閣議決定。以下「対応方針」という。）を踏まえ、及び生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和５年法律第 52 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、都道府県等（都道府県、保健所設置市及び特別区をいう。以下同じ。）が実施する衛生管理について必要な事項を定める等の改正を行うものである。

２．改正の概要

○　対応方針を踏まえ、都道府県等が食品衛生監視指導計画の策定を行う際は、食品衛生上の問題発生状況等の分析及び評価を原則毎年度行うこととしつつ、以下に関する事項については、都道府県等の判断により、必要に応じた頻度で見直すことが可能である旨を追記する。

・　監視指導の実施体制に関する事項
・　食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項、関係者相互間の情報及び意見の交換の実施に関する事項及び食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項

○　改正法の施行に伴い、都道府県等が食品衛生監視指導計画を策定し、及びその実施を行う際は、事業譲渡の届出がなされた場合には可能な限り速やかに施設に立ち入り、地位を承継した者による衛生管理が適切に実施されていること等を確認すること

○　その他所要の整備を行う。

３．根拠条項

○　法第 22 条第１項

４．施行期日等

○　告示日　：令和５年 10 月下旬（予定）

○　適用期日：改正法の施行の日